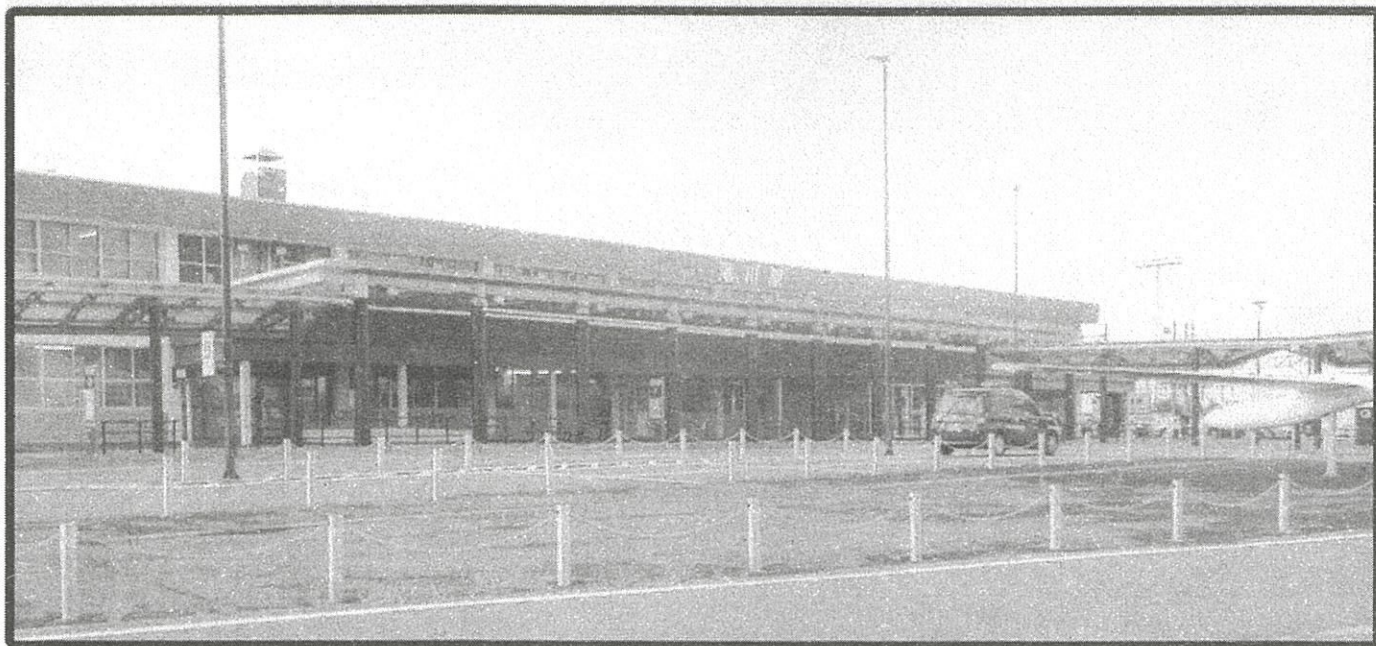


あんな場所や
こんな建物：

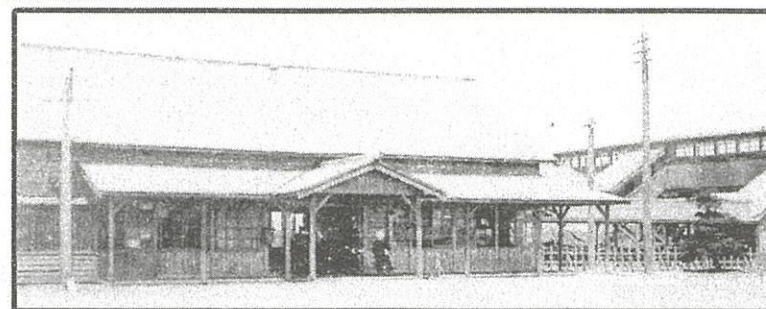
展示 写真でふり返る

～ふるさと あの場所 いま・むかし～

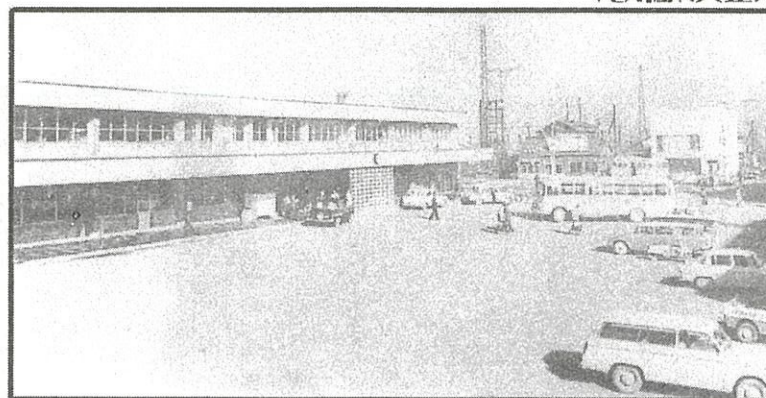
ふるさと滝川の
うつろい：



滝川駅(令和)



滝川駅(大正)



滝川駅(昭和後期)

★滝川に関する書籍

★当時の滝川を知る資料

★滝川の写真(過去～現在) (地図やパンフレット等)

会期: 令和8年1月23日(金)～2月25日(水)

休館日: 木曜日(1/29、2/5、2/12、2/19) 祝日(2/11、2/23)

場所: 滝川市立図書館(滝川市大町1-2-15)

【問合先】

滝川市立図書館

電話0125-22-4646

書かない✍️ 確定申告

マイナンバーカードで



自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



※メンテナンス時間を除きます

添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

早期還付
(3週間程度で還付)



※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに



約4人中3人が

e-Taxで
申告しています!!

スマホでも
できちゃう♪

- ✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!

- ✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



国税庁 法人番号7000012050002

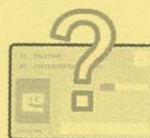
確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

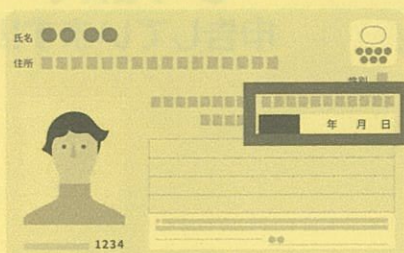


- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続きをお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

令和7年分確定申告から、iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカードの詳細はこちら



読取不要



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

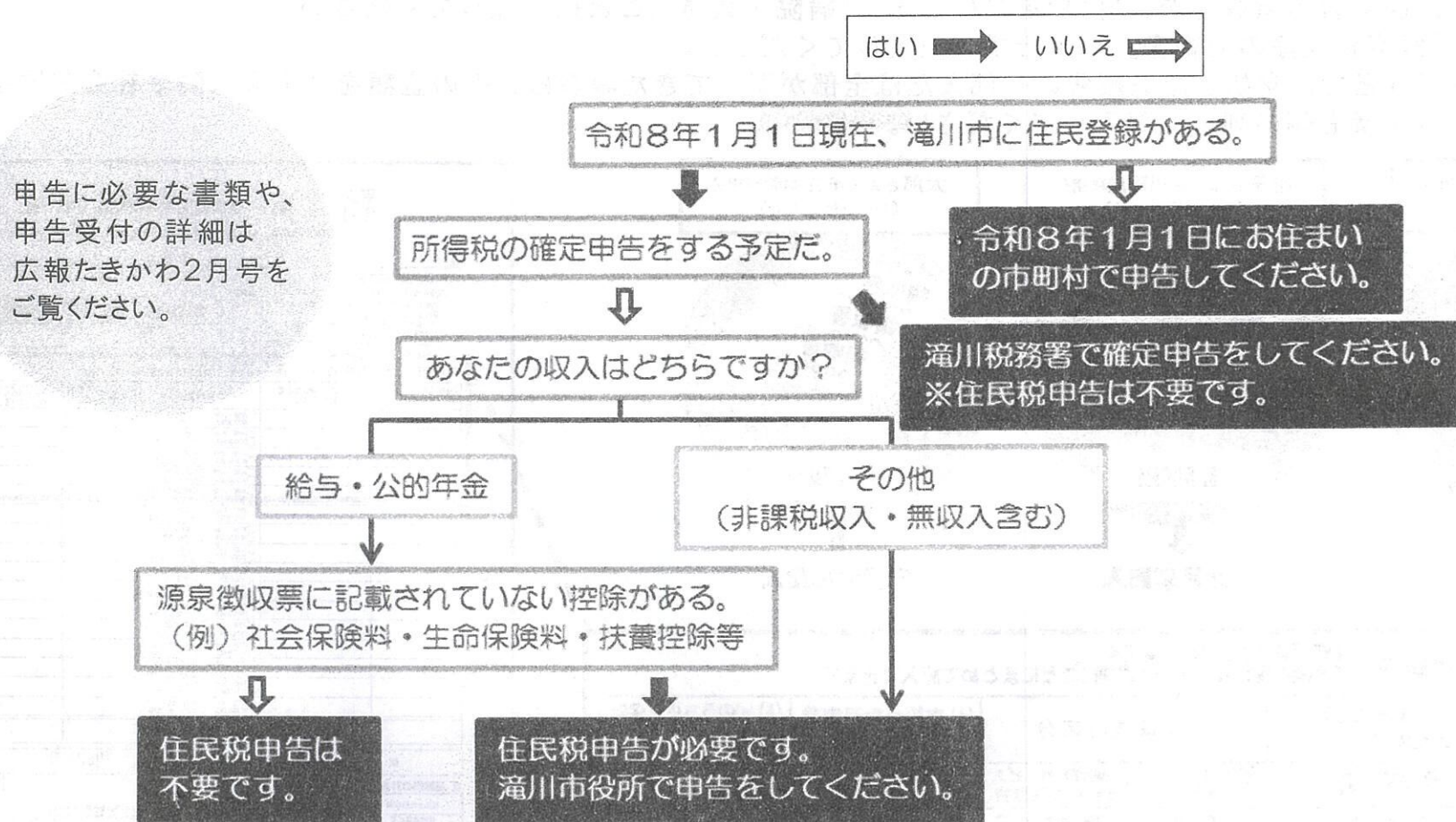
ご質問したいことを入力するか、メニューから選択いただくと、税務職員ふたばが回答



令和7年中の収入を

申告してください。

住民税申告の受付が始まります。住民税申告とは、来年度の市・道民税を計算するための申告です。左図で、自身の申告が必要になるか確認をお願いします。



申告会場・受付時間

事前予約は不要です!!

受付 QR コード 



従来どおり、予約なしの枠も継続します。

予約ができなかった場合のご連絡は不要です。

【お問合せ先】 滝川市役所税務課市民税係 TEL0125-28-8019（直通）
※お問い合わせの際は、お手元に源泉徴収票をご用意ください。

「年金 400 万円以下だから確定申告の必要はない」と思っていませんか？所得税の計算をするための『確定申告』は必要ありません。しかし、住民税を計算するための『住民税申告』をすることで、住民税を減額できる場合があります！お手元に届く公的年金等の源泉徴収票をご確認ください。

令和 7 年分 公的年金等の源泉徴収票																
支払を受ける者	住所又は居所															
	(フリガナ)		生年		明治	大正	昭和	平成	令和							
	氏 名		月 日		年 月 日											
区 分			支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			千 円				千 円									
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分																
所得税法第203条の3第7号適用分																
本 人 ① 親 配偶			控除対象扶養親族 ②				障害者の被扶養親族 ③									
源泉徴収対象配偶者			控除対象扶養親族				被扶養親族の扶養親族									
(フリガナ) 氏名 区分			(フリガナ) 氏名 区分				(フリガナ) 氏名 区分									
(摘要)			2				2									
法人番号 所在地																
支払者																

↓ここを check! ↓

①自分は障害者控除や寡婦控除、ひとり親控除に該当するのに記載がない！

②扶養している親族がいるのに記載がない！

③年金から天引きされている以外の社会保険料控除や生命保険料控除などがある！

申告をせずに、そのままにしておく・・・

市・道民税が高く計算されてしまいます!!

必ず、ご確認ください!!

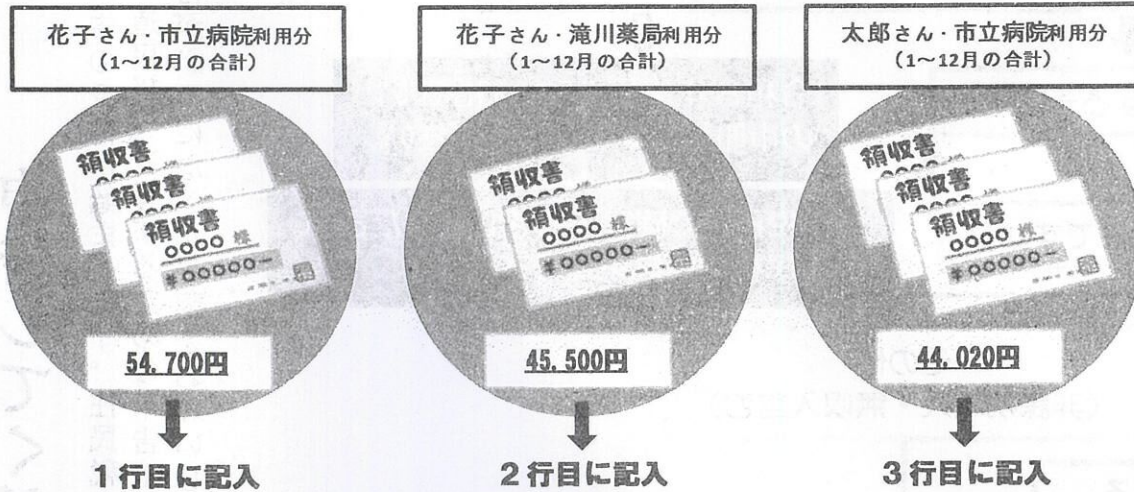
※申告をしなくてもいい方もいます。
詳細は税務課市民税係までお問い合わせ下さい。

ポイント③

医療費控除を受ける場合は、明細書の作成をお願いします。

【医療費控除の明細書の作り方】

- 令和7年中に支払った医療費の領収書を、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに分類してください。
- 分類した束ごとに、「医療費控除の明細書」へ1行ずつ記入してください。
- 生命保険・高額療養費などで、支払った医療費の一部または全部が返ってきた場合は、その金額を「生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄（1番右側の列）に記入してください。



(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
滝川 花子	市立病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	54,700 円	
滝川 花子	滝川薬局	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	45,500	
滝川 太郎	市立病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	44,020	

平成 令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この明細書を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 氏名

1 医療費通知に関する事項

2 医療費(上記1以外)の明細

3 控除額の計算

【医療費控除の対象とならないもの(主な例)】

- 予防接種の費用
- 健康診断の費用※健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたときなどは除く
- タクシー代※公共交通機関が利用できない場合を除く
- 風邪予防や健康増進のためのビタミン剤や漢方薬等の購入代金
- 眼鏡、補聴器等の費用※治療を受けるために必要とする場合を除く
- 入院時の差額室料(差額ベッド料金)※病院都合の場合を除く

- 明細書の用紙は税務課(市役所3階)3番窓口または税務署、国税庁HPから取得してください。
- 医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。
- 「医療費通知(医療費のお知らせなど)」を使用することもできます。
- 「医療費通知(医療費のお知らせなど)」を添付する場合は、通知に記載のある分の領収書を保管する必要があります。

△医療費控除は住民税を減額する手続きで、支払った医療費が戻ってくる手続きではありませんのでご注意ください。

申告受付日と地域(事前予約は不要です)

日	月	火	水	木	金	土
2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21
	西滝川・北滝川の川 屯田町・滝の川町		二の坂町・南滝の川 黄金町・文京町		① 朝日町 一の坂町	江部乙支所 休日申告※1
2/22	2/23 振替休日	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28
申告受付は行って おりません。	申告受付は行って おりません。	② 朝日町 一の坂町	本町・大町・緑町 江部乙全域		① 東町・流通団地 東滝川全域	申告受付は行って おりません。
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
本庁 休日申告※1	② 東町・流通団地 東滝川全域	栄町・明神町・新町 空知町・中島町・花月町		泉町・幸町・有明町		申告受付は行って おりません。
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
申告受付は行って おりません。	西町・扇町		市内全域 受付日※2	市内全域 受付日※2	市内全域 受付日※2	申告受付は行って おりません。
3/15	3/16	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22
申告受付は行って おりません。	※15時受付終了 市内全域 受付日※2					

※1 休日申告は、平日に都合がつかない方が対象です。 ※2 市内全域受付日は、お住まいの地域の受付日に都合がつかない方が対象です。
○ご都合がつかない方は別の日程でも申告を受付しています(事前連絡不要)。 ○LINEを使用した事前予約については表面中段QRコードより受付願います。

滝川市教育委員会からのお願い

学校支援ボランティアの募集

不登校、家庭環境の変化、生徒・児童のコミュニケーション能力の低下など生徒指導は、今や学校だけでは子どもたちのおかれた複雑な状況に対応できない世の中になっております。滝川市教育委員会では、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制、「学校支援地域本部事業」を推進しています。

令和8年度も、学校の教育活動をより活発に効果的にするために、「学校支援ボランティア」を募集しています。特に、下記のボランティアの方を随時募集しておりますので、ぜひご協力いただけますようお願い申し上げます。

☆新体力テスト支援(1日あたり2名)

【内 容】低学年・中学年・高学年各1日の計3日間の体力テスト補助

【期 間】5月～7月の3日間

【場 所】滝川市立滝川第三小学校

☆夏・冬休みの学習支援(18名)

【内 容】子どもたちの課題学習の見守り・学習の支援

【期 間】夏休み・冬休みの初日から3日間程度 午前中

【場 所】市内各小学校

☆水泳学習支援(10名)

【内 容】市内各小学校の水泳学習の指導支援

【期 間】6月から8月 午前中(可能な日だけでも可)

【場 所】スコーレ滝川



☆特別支援学級菜園指導(1名)

【内 容】特別支援学級における家庭菜園の指導補助

【期 間】5月～9月

【場 所】滝川市立明苑中学校

☆家庭科ミシン授業補助(1日あたり3～4名)

【内 容】家庭科ミシン授業授業時の指導補助

【期 間】9月～11月各校1学年2～3回程度

【場 所】滝川市立滝川第一小学校・滝川市立東小学校

※この他にも児童・生徒の登下校時の見守り、放課後学習支援(東小学校)、スキー教室支援などがあります。

《連絡先》 滝川市教育委員会(滝川市役所7階) 教育総務課

☎28-8042 ✉chiiki_coordinator@city.takikawa.lg.jp

《担 当》 青井・大西



地域とともにある学校づくり 滝川市のコミュニティ・スクール
令和7年度

たきかわCS通信



滝川市教育委員会 教育部 教育総務課 令和8年1月17日発行 ー 第 10 号 ー

学校支援地域本部事業



市内小学校 冬休み学習教室

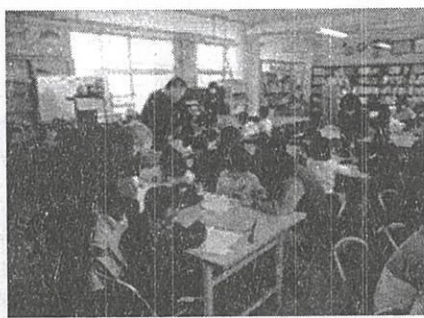


市内小学校5校で12月22日（月）～24日（水）、西小学校で12月23日（火）～25日（木）、「冬休み学習教室」が開かれました。

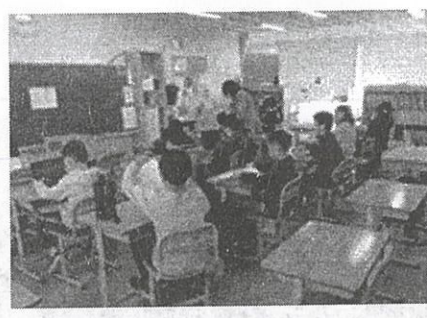
各校の教職員に加え、元教員の方を始めとした地域の皆様や、北海道滝川高等学校の生徒の有志の皆様にご協力いただきました。またその他にも北海道滝川西高等学校及び市内中学校の生徒の有志の皆様にも児童の指導にご協力いただきました。児童は、冬休みの宿題や家庭から持参したワークブックや端末を使って真剣に学習に取り組んでいました。ボランティアの皆様には、丸付けや児童からの質問に答えていただきました。皆様にご協力いただいたことで、より充実した学習活動の場となりました、大変ありがとうございました。



滝川第一小学校



滝川第二小学校



滝川第三小学校



西小学校



江部乙小学校



東小学校



交流給食授業が実施されました！



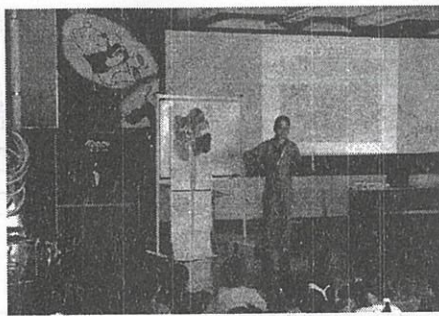
11月6日（木）に西小学校で生産者の埴淵義和さんにおいでいただき、お米についての授業が行われました。同日、滝川第二小学校では生産者の山木傑さんらごぼうについてのお話しをいただいたあと、ごぼうを使った給食が提供されました。また、埴淵義和さんには、12月11日（木）に滝川第一小学校でもお米についての授業を行っていただきました。

今年度の当通信において紹介していましたが、滝川第一小学校・西小学校の5年生の児童を対象に、5月・9月に山岸 穰様の田圃をお借りし、JAたきかわの職員の皆様のご協力のもと、田植え・稲刈り体験を実施させていただいておりました。その際のお米については、西小学校では児童に配布され、滝川第一小学校では家庭科の学習で今後活用される予定です。

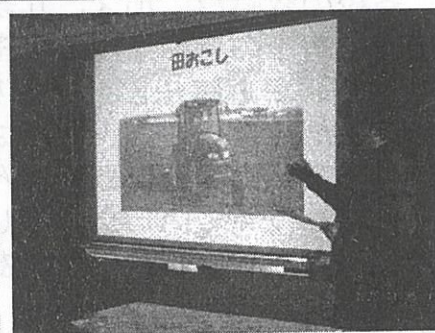
今回の経験は、授業だけでなくこれからの人生の中で、食物のありがたさや大切さ、作る人の思いなどを知る、貴重な体験だったと思います。協力いただいた皆様におかれましては、本当にありがとうございました。



滝川第一小学校
（授業の様子）



滝川第二小学校
（授業の様子）



西小学校
（授業の様子）



滝川第一小学校
（交流給食の様子）



滝川第二小学校
（交流給食の様子）



西小学校
（9月の稲刈りの様子）

◎教育委員会では地域の方の学校教育へのボランティア参加をお願いしています。具体的にはスキーマの授業における指導補助等があります。詳細については下記までにお問い合わせください。

《連絡先》 滝川市教育委員会（滝川市役所 7 階）教育総務課
☎28-8042 ✉chiiki_coordinator@city.takikawa.lg.jp
（右記の2次元コードからメールを送信することが出来ます。）

《担 当》 青井・大西

